

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における 対象プロジェクト種類の追加に係る意見募集の結果

1. 意見募集の概要

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における対象プロジェクト種類に追加する対象として、下記の1件のポジティブリスト（案）及び方法論（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○資料1 小水力発電による系統電力の代替

○募集期間：平成22年4月5日（月）～平成22年4月19日（月）

○告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ

○意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 提出された意見数

意見提出者数：6名・団体

のべ意見数：7件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

オフセット・クレジット(J-VER)制度における対象プロジェクト種類の追加に対する意見募集結果と
その対応方針について(整理表)

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
小水力発電による系統電力の代替			
資料1 P5~P6 (方法論)	4. 排出削減量の算定、5. ベースライン排出量の算定、6. プロジェクト排出量の算定の項にある「系統電力のCO2排出係数のデフォルト値」について	<p>(意見) 本方法論では、系統電力のCO2排出係数のデフォルト値については、「J-VER制度モニタリング方法ガイド」ライン2.2「電気事業者から供給された電力を利用すること」の記載がある。しかしながら系統電力削減を伴うプロジェクトにおいては、プロジェクトの実施による系統電力削減効果分に対して、その効果が過小評価されないよう、実際に影響を受ける電源(マージナル電源:我が国においては火力発電と考えられる)のCO2排出係数を乗じるべきである。</p> <p>(理由) 本件については、国内では、温対法のマニュアルにおいて、系統電力の削減効果の評価として、「対策により影響を受ける(マージナル)電源の排出係数を用いて算定する」方法が示されている。国際的にも、国連のCDMやWBCSDのGHGプロトコル等でも、CO2削減プロジェクトにおける電力の排出係数はマージナル電源を用いることが謳われており、国際的な整合性の観点からも適切な排出係数とすべきである。</p>	系統電力のCO2排出係数のデフォルト値に関しましては、現在他制度との整合性も鑑みながら方針を検討中です。頂いたご意見につきましても、方針検討において参考とさせていただきます。
資料1 P1 (ポジティブリスト)	ポジティブリスト P1 備考の記載について 「使用されるオフセット・クレジット(J-VER)に相当する電力量が、他の制度における電気以外の価値(RPS法における新エネルギー等電気相当量や、グリーン電力証書など)と重複する場合は、これを控除すること。」	<p>(意見) RPS法においては、新エネルギー等電気相当量にCO2削減価値が含まれないため、RPS価値の帰属に関係なく、電気に帰属すると整理されているのではないかと。従って、RPS法の新エネルギー等電気相当量の帰属の有無により、J-VERの取扱が左右される現行記述は不適当である。</p>	ご指摘の通り、既存の表記では、CO2削減価値の所在が不正確であるため、広く「他制度における環境に関わる付加価値と重複する場合には、これを控除すること。」と表記を改め、重複認証を避けることといたします。
資料1 P1 (ポジティブリスト)	ポジティブリスト P2【例1】の記載について 「甲から乙に売却した電力はRPS法における新エネルギー等電気相当量を含まないものとする。」	<p>(意見) 契約書等の内容は、守秘義務の対象となるものも多いため、気候変動対策認証センターや検証機関等への開示が必要な場合には、該当箇所以外の箇所を墨塗り(非開示)することを認める旨を記載すべき。</p>	頂いたご意見について、個別方法論で記載すべき内容ではなく、制度全体に関わる内容であるため、気候変動対策認証センターや検証期間との文書のやりとりは、全て守秘義務契約の下で行われるものと認識しています。
資料1 P5~P6 (方法論)	「5. ベースライン排出量の算定」、「6. 1. 小水力発電施設の運営に伴うプロジェクト排出量の算定」に記載の系統電力のCO2排出係数について 「CEF系統電力:接続している系統電力のCO2排出係数(tCO2/MWh) 系統電力の場合、CO2排出係数のデフォルト値(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン 2.2「電気事業者から供給された電力の使用」参照)を利用すること。」	<p>(意見) J-VER制度モニタリング方法ガイドライン 2.2「電気事業者から供給された電力の使用」によると、系統電力の場合は「一般電気事業者及び特定規模電気事業者から公表された排出係数又は電気の使用者において把握できる係数として適切と認められるものを用いる。」と定められている。それにも関わらず、方法論で記載している「CO2排出係数のデフォルト値」という表現は、係数を公表している一般電気事業者や特定規模電気事業者以外から供給を受ける場合にのみ例外的に使用が認められているデフォルト値(0.555kg-CO2/kWh)と混同してしまうおそれがある。よって以下の通り変更すべき。</p> <p>【CEF系統電力:接続している系統電力のCO2排出係数(tCO2/MWh) 系統電力の場合、オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン 2.2「電気事業者から供給された電力の使用」に定める排出係数を利用すること。】</p>	<p>「デフォルト値」という用語については、本制度において「J-VER対象の個別事業毎に測定する値ではなく、あらかじめ制度等によって用意されている電力事業者毎の排出係数の値」という意図で使用しております。また、具体的にどの排出係数を使用するかについては、方法論中に表記があるとおりモニタリング方法ガイドラインに明記されています。モニタリング方法ガイドラインをご参照頂くことで、0.555kg-CO2/kWhとの混同は避けられるものと考えております。</p> <p>これとは別に、系統電力の排出係数に関しましては、現在他制度との整合性も鑑みながら方針を検討中です。頂いた意見につきましても、方針検討において参考とさせていただきます。</p>

その他	CO2削減クレジット発行量の国及び電気事業者への報告について	<p>(意見) 本方法論のように、系統電力への売電による削減プロジェクトの場合には、厳格性の確保という点から、電気事業者の係数策定諸元となる排出量へクレジット分の上乗せについても、本来は実施されるべきと考えられる。これについては国内クレジット制度も含め、政府として総括的に議論すべきであり、また、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」においてその制度の運用方法について議論すべきである。 その結論に従い、JVER事務局またはプロジェクト実施事業者から、国(経済産業省)及び当該電気事業者へ発行されたCO2削減クレジット量を報告する仕組みが必要。</p>	<p>いただいた御意見は本案とは直接関係しないと思われませんが、温室効果ガス排出量算定報告公表制度における電気の使用に伴うCO2の算出に用いる排出係数の算出におけるクレジットの取扱いについては、別途「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」を開催し、検討する予定です。</p>
その他	総論	<p>(意見) 本ポジティブリストでは、「電気の価値」と「環境価値(CO2削減価値を含む)」を契約等により明示的に区分することとされているが、「RPS」、「グリーン電力証書」、「J-VER」、「太陽光余剰買取」、「今後検討される全量買取」など、再生可能エネルギーの環境価値を考慮しなければならぬ制度が多数存在することから、政府(経産省、エネ庁、環境省)として環境価値に関して統一的・整合的な考え方を整理すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は本案とは直接関係しないと思われませんが、再生可能エネルギーの環境価値は、統一的かつ整合的であるべきと考えることから、今後の検討課題として認識しているところです。</p>
その他	総論	<p>(意見) J-VER制度により創出されるオフセット・クレジットについては本年4月1日より国内認証排出削減量として認められているが、電気事業者別排出係数への反映については、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(H21.6.23経産省・エネ庁・環境省)」において『温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会』において、別途検討し、定めるもの。』とされていることから、本ポジティブリストについては本検討会の議論や前述の考え方を整理した上で、再度あらためて検討すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は本案とは直接関係しないと思われませんが、温室効果ガス排出量算定報告公表制度における電気の使用に伴うCO2の算出に用いる排出係数の算出におけるクレジットの取扱いについては、別途「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」を開催し、検討する予定です。 なお、本ポジティブリストにおける電気の排出係数については、オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに基づくものとしています。</p>